

【令和 8 年度 長崎県社会福祉協議会会長表彰 推薦にあたってのご案内】

長崎県社会福祉協議会会長表彰の概要を下記のとおりまとめておりますので、推薦書を作成いただく施設・団体・社会福祉協議会様におかれましては、推薦にあたってご参照くださいますようお願いいたします。

1. 基準日

- ①令和 8 年4月1日時点で現職であること。
- ②令和 8 年4月1日（民生委員・児童委員は令和 8 年11月30日）時点で、該当する在職期間要件を満たすこと。

2. 被表彰対象者及び推薦者、在職期間要件、推薦様式

対象条項	対象者	推薦者	在職期間要件	様式
第3条第1項第1号	社会福祉施設、社会福祉団体等の役職員	被推薦者の所属する施設・団体の長	15年以上	第1号
	社会福祉協議会の役職員	被推薦者の所属する社会福祉協議会会長		
第3条第1項第2号	民生委員・児童委員	市町長又は民生委員児童委員協議会会長	15年以上	第2号
第3条第1項第3号	更生保護従事者	保護観察所長	15年以上	第3号
第3条第1項第4号	各種相談員	市町長又は社会福祉協議会会長 児童相談所長、福祉事務所長	15年以上	第3号
第3条第1項第5号	里親	児童相談所長	5年以上	第4号
第3条第1項第6号	社会福祉事業協力者等 個人（ボランティア功労）	市町長又は社会福祉協議会会長	10年以上	第4号
	社会福祉事業協力者等 団体（ボランティア功労）			第5号
第3条第4項	本会会長が特に必要と認めたもの	長崎県社会福祉協議会会長	—	—

※推薦者は直接、長崎県社会福祉協議会宛に推薦書をご提出ください。

3. 在職期間の算定方法

- ①在職期間が中断されている場合は、通算してください。
- ②非常勤職員の場合は、次の算定方式によります。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一ヶ月または一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一ヶ月または一週間の勤務日数}}$$

- ③休職、休暇期間の取り扱いについては、次のとおりです。

*産前・産後休暇、育児休業、所属の就業規則で認められたその他の休業・休暇
→○在職期間に含めます。

*私的な事由による休職

→×在職期間に含めません

4. 社会福祉事業協力者等のうち、「労力的な協力行為」(ボランティア功労)について

※規程の見直しを検討中です。

5. 重複表彰について

①原則として、一度本会会長表彰を受けた方は、重複して受賞することはできません。

②ただし、規程第3条第1項の**別号**に定める分野であれば、再度表彰を受けることができます。

【例1】特別養護老人ホームで15年勤務し受賞、その後障害者支援施設で15年勤務した場合

→いずれの勤務も施設職員功労(第3条第1項第1号)となるため、2回目は受賞できません。

【例2】養護老人ホームで15年勤務し受賞、その後民生委員を15年つとめた場合

→養護老人ホームの勤務は施設職員功労(第3条第1項**第1号**)、民生委員は民生委員・児童委員功労(第3条第1項**第2号**)となるため、別分野の受賞であり、2回目を受賞することができます。

6. その他

該当となるか不明な場合につきましては、あらかじめ長崎県社会福祉協議会へお尋ねください。

ご推薦いただいた被推薦者につきましては、長崎県社会福祉協議会において審査のうえ表彰を決定し、決定通知等についてのご案内を推薦施設・団体様宛に送付させていただきます。